



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

| | | | |
|-----|---|--------------|----|
| 379 | 個人番号利用事務専用庁内ネットワーク構築・運用保守委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 | (情報政策課)..... | 2 |
| 380 | 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 | (県民生活課)..... | 4 |
| 381 | 〃 | (〃)..... | 5 |
| 382 | 社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録 | (長寿社会課)..... | 5 |
| 383 | 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 | (〃)..... | 6 |
| 384 | 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定 | (〃)..... | 6 |
| 385 | 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定 | (〃)..... | 6 |
| 386 | 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 | (〃)..... | 7 |
| 387 | 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 | (〃)..... | 8 |
| 388 | 指定一般相談支援事業者の廃止 | (障害福祉課)..... | 9 |
| 389 | 指定一般相談支援事業者の指定 | (〃)..... | 9 |
| 390 | 指定自立支援医療機関の指定 | (〃)..... | 9 |
| 391 | 農用地利用配分計画の認可の申請 | (経営支援課)..... | 10 |
| 392 | 〃 | (〃)..... | 10 |
| 393 | 〃 | (〃)..... | 10 |
| 394 | 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 | (森林整備課)..... | 10 |
| 395 | 普通母樹林の指定の解除 | (〃)..... | 11 |
| 396 | 基本測量の実施 | (技術調査課)..... | 12 |
| 397 | 公共測量の終了 | (〃)..... | 12 |
| 398 | 〃 | (〃)..... | 13 |
| 399 | 河川区域の変更 | (河川課)..... | 13 |
| 400 | 廃川敷地の発生 | (〃)..... | 13 |
| 401 | 土砂災害警戒区域の指定 | (砂防課)..... | 13 |
| 402 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 | (〃)..... | 14 |
| 403 | 〃 | (〃)..... | 14 |
| 404 | 道路の位置の指定 | (都市政策課)..... | 15 |

○ 選挙管理委員会告示

| | | | |
|----|-------------------|-------|----|
| 24 | 政治団体の届出事項の異動の届出 | | 16 |
| 25 | 資金管理団体の届出事項の異動の届出 | | 16 |
| 26 | 政治団体の解散の届出 | | 17 |
| 27 | 政治団体の収支報告書の要旨 | | 17 |
| 28 | 政治団体の設立の届出 | | 19 |
| 29 | 政治団体の収支報告書の要旨 | | 19 |

| | |
|---|-----------------|
| 30 平成27年和歌山県選挙管理委員会告示第3号(和歌山知事選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨)の訂正 | 20 |
| 31 和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨 | 20 |
| ○ 公告 | |
| 入札公告 | (情報政策課)..... 21 |
| 紀の川流域下水道の指定管理者の指定 | (下水道課)..... 24 |
| 紀の川中流流域下水道の指定管理者の指定 | (〃)..... 24 |

告 示

和歌山県告示第379号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、個人番号利用事務専用庁内ネットワーク構築・運用保守委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

平成28年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

個人番号利用事務専用庁内ネットワーク構築・運用保守委託

(2) 契約期間

契約締結日から平成33年9月30日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。)第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 過去5か年の間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 全省庁統一資格において、平成27年度に「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」のいずれかにおいてAの等級に格付けされている者のうち、「物品の製造」及び「物品の販売」にあつては一般・産業用機器類、電気・通信用機器類、電子計算機類又は精密機械類のいずれかを有する者であり、「役務の提供等」にあつては情報処理若しくはソフトウェア開発のいずれかを有する者又はこれと同等の者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者がこの要件を満たす者であること。

(4) 次のアからウまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあつては、上記の技術者が、構成員のいずれかに所属する者であること。

ア 技術士法(昭和58年法律第25号)第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門(情報通信を選択科目として受験した者に限る。)の技術士の登録を受けた者

イ 経済産業大臣から次のいずれかの情報処理試験の合格認定を受けている者

- (ア) システム監査技術者
- (イ) プロジェクトマネージャ
- (ウ) ネットワークスペシャリスト
- (エ) テクニカルエンジニア（ネットワーク、システム管理又は情報セキュリティ）
- (オ) ITサービスマネージャ
- (カ) システム運用管理エンジニア
- (キ) 情報セキュリティスペシャリスト

ウ 一般財団法人日本規格協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者

- (5) ISMS（JIS Q 27001:2006（ISO/IEC 27001:2005）又はJIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

- (6) 和歌山県が示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからサまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあっては、登記事項証明書

キ 個人にあっては、住民票

ク 印鑑証明書

ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

サ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

シ 2の（2）に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

ス 2の（3）に掲げる資格等を有することを証明する書類の写し

セ 2の（4）に掲げる担当技術者の該当する資格等を証明する書類の写し

ソ 2の（5）に掲げる認証を取得していることを証明する書類の写し

タ 作業実施計画書

チ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

- (2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

- (3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」又は「（大分類）6情報処理（小分類）3ハードウェア保守」のいずれかに記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって、(1) のイからサまでの書類の提出に代えることができる。

- (4) (1) のアからオ及びタに掲げる申請書類については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成28年4月8日（金）から同月28日（木）までの和歌山県の休日を定める条例

（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成28年4月15日（金）午前9時から同月21日（木）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成28年4月22日（金）から同月28日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格審査申請書類は、持参又は郵送によるものとし、郵送にあつては平成28年4月28日（木）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格要件適格認定通知書により平成28年5月12日（木）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあつては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成28年5月23日（月）午後5時30分までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、5に掲げる場所に持参により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、平成28年5月25日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第380号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成28年5月30日まで縦覧に供する。

平成28年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成28年3月28日

2 名称

特定非営利活動法人青少年活動サポートわかやま

3 代表者の氏名

高岸貢

4 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市市小路365番地の26

5 定款に記載された目的
この法人は、県内の子ども・青少年や、大人に対して、青少年の主体的、文化的、創造的な体験活動を行うとともに、子ども・青少年と大人が共に成長する地域社会の創造に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第381号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成28年5月30日まで縦覧に供する。

平成28年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日
平成28年3月30日

2 名称
特定非営利活動法人ふれ愛たび倶楽部

3 代表者の氏名
宮井淳彦

4 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市九番丁4番地の1

5 定款に記載された目的
この法人は、地域住民や主に高齢者・障害者・疾病患者等に対して、安心・安全・快適な旅行を通して、ゆとりあるライフスタイルを提案・支援する事業を行うことにより、生き甲斐を持てる住民生活向上と活気ある地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第382号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者を次のとおり登録したので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定に基づき公示する。

平成28年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 登録番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 実施する特定行為の種別 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 登録年月日 |
|-----------|---------------------|-----------------|---|-----------|----------------|----------|
| 301000110 | 特別養護老人ホーム天美苑 | 海南市七山964-1 | 口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 | 社会福祉法人中庸会 | 海南市七山964-1 | 平成28.1.1 |
| 301000111 | 総合介護センターあおばの里 | 和歌山市湊1115-55 | 口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 | 医療法人萌梅会 | 和歌山市土佐町3-25 | 平成28.2.1 |
| 301000112 | 地域密着型介護老人福祉施設みのり西庄園 | 和歌山市つつじが丘七丁目3-3 | 口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 | 社会福祉法人真愛会 | 和歌山市西庄1133-2 | 平成28.3.1 |

| | | | | | | |
|---------------|---------------------------|---------------------|---|---------------|------------------|--------------|
| 30100011 3 | 短期入所生活 介護事業所み のり西庄園 | 和歌山市つつじが 丘七丁目3-3 | 口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養 | 社会福祉法人 真愛会 | 和歌山市西庄1133 -2 | 平成 28.3.1 |
| 30100011 4 | 在宅複合施設 セントポーリ ア | 田辺市東山1-7-23 | 口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀 痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養 経鼻経管栄養 | 社会福祉法人 優姜会 | 田辺市東山1-7-23 | 平成 28.3.1 |
| 30100011 5 | 在宅複合施設 セントポーリ ア | 田辺市東山1-7-23 | 口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀 痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養 経鼻経管栄養 | 社会福祉法人 優姜会 | 田辺市東山1-7-23 | 平成 28.3.1 |

和歌山県告示第383号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成28年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指定事業 者 番 号 | 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | サービスの 種 類 | 指 定 年月日 | 指 定 の 有効期間の 満了の日 |
|----------------|----------------|----------------|-----------------------|--------------|--------------|------------------------|
| 30710012 20 | 合同会社れもん | ケアプラザれもん | 橋本市高野口町名倉11 95番地 | 居宅介護支援 | 平成 28.4.1 | 平成 34.3.31 |
| 30716013 42 | 株式会社サザンクロ ス | サザンクロスありだ 川 | 有田郡有田川町大字東 丹生図73-3 | 居宅介護支援 | 平成 28.4.1 | 平成 34.3.31 |

和歌山県告示第384号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第1号の規定に基づき公示する。

平成28年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指定事業 者 番 号 | 開設者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | サービスの 種 類 | 指 定 年月日 | 指 定 の 有効期間の 満了の日 |
|----------------|-----------|------------------|----------------------------|--------------|--------------|------------------------|
| 30713009 03 | 社会福祉法人あさひ | 特別養護老人ホーム あさひ | 伊都郡かつらぎ町大字 西飯降字白田谷461-6 | 介護老人福祉 施設 | 平成 28.4.1 | 平成 34.3.31 |
| 30717008 05 | 社会福祉法人光栄会 | 特別養護老人ホーム 白水園 | 紀の川市上田井1229-1 | 介護老人福祉 施設 | 平成 28.4.1 | 平成 34.3.31 |

和歌山県告示第385号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成28年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定事業者番号 | 事業者の名称 又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | サービスの 種類 | 指 定 年月日 | 指 定 の 有効期間の 満了の日 |
|----------------|----------------|--------------------|--------------------|--------------|--------------|------------------------|
| 30710012 12 | 株式会社終 | デイサービスみんな おいDay | 橋本市紀見ヶ丘2-2-1 | 介護予防通所 介護 | 平成 28.4.1 | 平成 30.3.31 |
| 30714012 55 | 株式会社ISM | 実～みのり～ | 海南市井田151-4 | 介護予防通所 介護 | 平成 28.4.1 | 平成 30.3.31 |
| 30716013 67 | 株式会社サザンク ロス | サンライズケア花 | 有田郡広川町大字広55 2-4 | 介護予防通所 介護 | 平成 28.4.1 | 平成 30.3.31 |

和歌山県告示第386号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成28年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定事業者番号 | 事業者の名称 又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | サービスの 種類 | 指 定 年月日 | 指 定 の 有効期間の 満了の日 |
|----------------|---------------------|-------------------------------|---------------------------------------|----------------------|--------------|--------------------------------|
| 30713008 95 | 株式会社ウォームハ ート | ヘルパーステーショ ンはな | 伊都郡かつらぎ町丁ノ 町2243-1 地村第1ビ ル201号室 | 介護予防訪問 介護 訪問介護 | 平成 28.4.1 | 平成 30.3.31 平成 34.3.31 |
| 30716013 75 | 社会福祉法人千翔会 | ヘルパーステーショ ンまごころランド | 有田郡有田川町大字上 中島859番地1 | 介護予防訪問 介護 訪問介護 | 平成 28.4.1 | 平成 30.3.31 平成 34.3.31 |
| 30717008 21 | 株式会社どりーむ | ヘルパーステーショ ンどりーむ | 紀の川市南中219番地1 4 | 介護予防訪問 介護 訪問介護 | 平成 28.4.1 | 平成 30.3.31 平成 34.3.31 |
| 30723008 29 | 株式会社やさしさ | 訪問介護紀の風 | 新宮市佐野1322-1 | 介護予防訪問 介護 訪問介護 | 平成 28.4.1 | 平成 30.3.31 平成 34.3.31 |
| 30723008 11 | 紀州介護株式会社 | 訪問介護サービスき しゅう | 新宮市熊野地二丁目18 番18号 | 介護予防訪問 介護 訪問介護 | 平成 28.4.1 | 平成 30.3.31 平成 34.3.31 |
| 30724012 47 | 合同会社BLAIN TRUS T | 訪問介護ステーショ ン華 | 東牟婁郡串本町串本24 18 | 介護予防訪問 介護 訪問介護 | 平成 28.4.1 | 平成 30.3.31 平成 34.3.31 |
| 30614901 44 | 株式会社絆 | 訪問看護ステーショ ンサポートセンター きずな | 海南市日方1279-3 KC 事務所201号室 | 介護予防訪問 看護 訪問看護 | 平成 28.4.1 | 平成 34.3.31 平成 34.3.31 |

| | | | | | | |
|----------------|----------------------|-----------------|----------------------------|--------------------------------|--------------|--------------------------------|
| 30623900 87 | 株式会社やさしさ | 訪問看護ステーション紀の風 | 新宮市佐野1322-1 | 介護予防訪問看護 訪問看護 | 平成 28.4.1 | 平成 34.3.31 平成 34.3.31 |
| 30625900 74 | 社会福祉法人太地町 社会福祉協議会 | リアン訪問看護ステーション | 東牟婁郡太地町太地29 91-1 | 介護予防訪問看護 訪問看護 | 平成 28.4.1 | 平成 34.3.31 平成 34.3.31 |
| 30716013 59 | 株式会社サザンクロス | サンライズケア優心 | 有田市糸我町西496-1 | 介護予防通所介護 通所介護 | 平成 28.4.1 | 平成 34.3.31 平成 34.3.31 |
| 30717008 13 | 社会福祉法人光栄会 | 白水園短期入所生活介護センター | 紀の川市上田井1229-1 | 介護予防短期入所生活介護 短期入所生活介護 | 平成 28.4.1 | 平成 34.3.31 平成 34.3.31 |
| 30717008 39 | 株式会社瑞穂会 | Grand Home瑞穂 | 紀の川市粉河775-1 | 介護予防特定施設入居者生活介護 特定施設入居者生活介護 | 平成 28.4.1 | 平成 34.3.31 平成 34.3.31 |
| 30723008 37 | 株式会社やさしさ | デイサービス紀の風 | 新宮市佐野1322-1 | 介護予防通所介護 通所介護 | 平成 28.4.1 | 平成 30.3.31 平成 34.3.31 |
| 30713009 03 | 社会福祉法人あさひ | 特別養護老人ホームあさひ | 伊都郡かつらぎ町大字 西飯降字白田谷461-6 | 介護予防短期入所生活介護 短期入所生活介護 | 平成 28.4.1 | 平成 34.3.31 平成 34.3.31 |

和歌山県告示第387号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成28年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定事業者番号 | 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 | 指定の有効期間の満了の日 |
|----------------|---------------|-------------|-----------------------------|----------------------------|--------------|---|
| 30710012 38 | 株式会社NKライフサービス | あんずケアステーション | 橋本市市脇一丁目734-3 シノウビル2-北号室 | 介護予防訪問介護 訪問介護 居宅介護支援 | 平成 28.4.1 | 平成 30.3.31 平成 34.3.31 平成 34.3.31 |
| 30714012 48 | 株式会社エム・オー・エヌ | ブレス | 海南市岡田21番地 | 介護予防訪問介護 訪問介護 居宅介護支援 | 平成 28.4.1 | 平成 30.3.31 平成 34.3.31 平成 34.3.31 |

| | | | | | | |
|----------------|------------|-------------|--------------------|------------------------------------|--------------|---|
| 30716013 34 | 株式会社サザンクロス | サンライズケア広川 | 有田郡広川町大字広55 2-4 | 介護予防訪問 介護 訪問介護 居宅介護支援 | 平成 28.4.1 | 平成 30.3.31 平成 34.3.31 平成 34.3.31 |
| 30723008 03 | 合同会社木の香 | ライフパートナー木の香 | 新宮市池田二丁目1番1 3号 | 介護予防訪問 介護 訪問介護 居宅介護支援 | 平成 28.4.1 | 平成 30.3.31 平成 34.3.31 平成 34.3.31 |

和歌山県告示第388号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成28年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 廃止年月日 |
|----------------|---------|--------------------|------------------|--------------------|--------------------|---------------|
| 3031610 227 | まごころランド | 有田郡有田川町大字上中島859番地1 | 地域移行支援 地域定着支援 | 株式会社たかがきサービスステーション | 有田郡有田川町大字上中島859番地1 | 平成 28.3.31 |

和歌山県告示第389号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 一般相談支援の種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日 |
|----------------|-----------------|--------------------|------------------|--------------|-----------|--------------------|--------------|
| 3031610 334 | 相談支援センターまごころランド | 有田郡有田川町大字上中島859番地1 | 地域移行支援 地域定着支援 | 特定無し | 社会福祉法人千翔会 | 有田郡有田川町大字上中島859番地1 | 平成 28.4.1 |

和歌山県告示第390号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成28年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 担当する医療の種類（薬局は除く。） | 主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称 | 指定年月日 |
|---------|------------|-------------------|------------------------------------|--------------|
| オリーブ薬局 | 新宮市橋本1-7-2 | — | 上田哲也 | 平成 28.4.1 |

和歌山県告示第391号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年3月25日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び有田振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年4月21日まで縦覧に供する。

平成28年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 農用地利用配分計画の番号 | 賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番 |
|--------------|---------------------|
| 平成27年度第86号 | 有田市山田原字東原456-1外1筆 |

和歌山県告示第392号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年3月28日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び海草振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年4月21日まで縦覧に供する。

平成28年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 農用地利用配分計画の番号 | 賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番 |
|--------------|---------------------|
| 平成27年度第80号-1 | 海南市高津字際目谷444-1外1筆 |
| 平成27年度第80号-2 | 海南市且来字石丁58-1外25筆 |
| 平成27年度第80号-3 | 海南市下津町小畑字菖蒲1578外1筆 |

和歌山県告示第393号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年3月29日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び海草振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年4月21日まで縦覧に供する。

平成28年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 農用地利用配分計画の番号 | 賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番 |
|--------------|---------------------|
| 平成27年度第87号-1 | 和歌山市岩橋字沼5-1外2筆 |
| 平成27年度第87号-2 | 和歌山市小倉字松裏571 |
| 平成27年度第87号-3 | 和歌山市井ノ口字富勝田300-1外4筆 |

和歌山県告示第394号

平成28年和歌山県告示第242号（以下「告示第242号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変

更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成28年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

上裕房吉

西チセ子

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第242号のとおり

和歌山県告示第395号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第9条第1項の規定により次のとおり普通母樹林の指定を解除したので、同条第4項において準用する同法第5条第1項の規定により告示する。

平成28年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指定番号 | 指定年月日 | 種別 | 樹種 | 指定場所 | 面積(ha) | 所有者 | |
|------|----------|----|-----------|--|--------|-----------------------|---------------|
| | | | | | | 住所 | 氏名 |
| 27 | S46.3.30 | 普通 | スギ ヒノキ | 伊都郡高野町大字高野山 字奥の院46の1～46の5、 47 | 25.00 | 伊都郡高野町大字 高野山132 | 宗教法人金剛 峯寺 |
| 32 | S46.3.30 | 普通 | スギ ヒノキ | 有田郡広川町大字下津木 字垣立2220の4、2220の5 | 9.00 | 有田郡広川町大字 広1302の1 | 東濱植林株式 会社 |
| 35 | S46.3.30 | 普通 | スギ ヒノキ | 有田郡有田川町大字清水 字丸山2094、2019～2035 | 9.60 | 有田郡有田川町大 字清水1913 | マルカ林業株 式会社 |
| 102 | S47.4.27 | 普通 | スギ ヒノキ | 伊都郡高野町大字高野山 字奥の院48、49 | 66.00 | 伊都郡高野町大字 高野山132 | 宗教法人金剛 峯寺 |
| 103 | S47.4.27 | 普通 | スギ ヒノキ | 伊都郡かつらぎ町大字花 園中南字東出297 | 0.27 | 伊都郡かつらぎ町 大字花園中南297 | 上花園神社 |
| 104 | S47.4.27 | 普通 | スギ ヒノキ | 伊都郡かつらぎ町大字花 園新子字井谷123の1 | 0.50 | 橋本市学文路490 の3 | 上西一弘 |
| 105 | S47.4.27 | 普通 | ヒノキ | 有田郡有田川町大字三田 字中尾916 | 3.66 | 有田郡有田川町大 字清水1913 | マルカ林業株 式会社 |
| 106 | S47.4.27 | 普通 | ヒノキ | 有田郡有田川町大字三田 字僧ノ谷966～971 | 16.34 | 有田郡有田川町大 字清水1913 | マルカ林業株 式会社 |
| 122 | S47.4.27 | 普通 | ヒノキ | 有田郡広川町大字上津木 字室河谷182の7 | 2.30 | 有田郡広川町大字 広1302の1 | 東濱植林株式 会社 |
| 124 | S47.4.27 | 普通 | ヒノキ | 有田郡広川町大字下津木 字扇谷2510の4 | 5.08 | 有田郡広川町大字 広1302の1 | 東濱植林株式 会社 |
| 127 | S47.4.27 | 普通 | ヒノキ | 有田郡広川町大字下津木 字垣立2220の4、2220の5 | 1.52 | 有田郡広川町大字 広1302の1 | 東濱植林株式 会社 |
| 207 | S48.4.26 | 普通 | スギ ヒノキ | 伊都郡かつらぎ町大字花 園梁瀬字赤滝原1811の1 | 3.47 | 堺市堺区海山町二 丁目116の1 | 山内勝 |
| 208 | S48.4.26 | 普通 | スギ | 伊都郡かつらぎ町大字花 園梁瀬字サガシ谷860の 1、860の2 | 9.01 | 和歌山市松ヶ丘一 丁目6の5 | 山本益生 |

| | | | | | | | |
|-----|----------|----|-----------|--------------------------------------|-------|-----------------------|---------------|
| 209 | S48.4.26 | 普通 | スギ ヒノキ | 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字谷横手357 | 8.10 | 伊都郡かつらぎ町 大字花園梁瀬581 | 門戸倫子 |
| 210 | S48.4.26 | 普通 | スギ | 伊都郡高野町大字高野山132 | 0.45 | 伊都郡高野町大字 高野山132 | 宗教法人金剛 峯寺 |
| 211 | S48.4.26 | 普通 | スギ | 伊都郡高野町大字高野山312 | 0.04 | 伊都郡高野町大字 高野山132 | 宗教法人金剛 峯寺 |
| 212 | S48.4.26 | 普通 | スギ | 伊都郡高野町大字高野山94 | 0.11 | 伊都郡高野町大字 高野山132 | 宗教法人金剛 峯寺 |
| 213 | S48.4.26 | 普通 | スギ ヒノキ | 伊都郡高野町大字高野山 字奥の院46の1、46の2 | 37.86 | 伊都郡高野町大字 高野山132 | 宗教法人金剛 峯寺 |
| 214 | S48.4.26 | 普通 | スギ ヒノキ | 伊都郡高野町大字中筒香 字宮の向103の68、103の 69 | 2.10 | 橋本市東家五丁目 3の9 | 山下八千代 |
| 224 | S48.4.26 | 普通 | スギ ヒノキ | 有田郡有田川町大字二沢 字三腰285 | 26.00 | 有田郡有田川町大 字清水1913 | マルカ林業株 式会社 |
| 225 | S48.4.26 | 普通 | ヒノキ | 有田郡広川町大字下津木 字垣立2220の4、2220の5 | 10.00 | 有田郡広川町大字 広1302の1 | 東濱植林株式 会社 |
| 261 | S49.5.28 | 普通 | ヒノキ | 伊都郡高野町大字高野山 6 | 7.63 | 伊都郡高野町大字 高野山132 | 宗教法人金剛 峯寺 |
| 262 | S49.5.28 | 普通 | スギ ヒノキ | 伊都郡高野町大字高野山 89の1、115、134の1 | 30.92 | 伊都郡高野町大字 高野山132 | 宗教法人金剛 峯寺 |
| 263 | S49.5.28 | 普通 | スギ ヒノキ | 伊都郡高野町大字高野山 11の9 | 4.32 | 伊都郡高野町大字 高野山132 | 宗教法人金剛 峯寺 |
| 284 | S49.5.28 | 普通 | スギ ヒノキ | 有田郡有田川町大字二沢 字三腰285 | 12.37 | 有田郡有田川町大 字清水1913 | マルカ林業株 式会社 |

和歌山県告示第396号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量「電子国土基本図(地図情報)」及び「国土広域情報」修正測量
- 2 作業期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県全域

和歌山県告示第397号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき日高町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量 数値地形図データファイル作成
- 2 作業期間 平成27年6月22日から平成28年3月22日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高郡日高町全域

和歌山県告示第398号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき由良町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 道路台帳平面図データ作成
- 2 作業期間 平成27年7月21日から平成28年3月18日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高郡由良町全域

和歌山県告示第399号

昭和50年和歌山県告示第158号（河川区域の指定）、昭和54年和歌山県告示第898号（河川区域の変更）、昭和55年和歌山県告示第138号（河川区域の変更）、昭和55年和歌山県告示第240号（河川区域の変更）、昭和55年和歌山県告示第308号（河川区域の変更）、平成14年和歌山県告示第592号（河川区域の変更）及び平成27年和歌山県告示第412号（河川区域の変更）で指定した紀の川水系に係る一級河川和歌川について、河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の規定による区域を次のように変更する。

平成28年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

次の図面（第9号図）の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号及び第2号の規定による区域以外の区域

次の図面は省略し、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第400号

河川区域の変更により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 河川の名称 一級河川和歌川
- 2 廃川敷地が生じた年月日 平成28年4月8日
- 3 廃川敷地の位置 和歌山市南材木丁一丁目1番地先、2番地先、3番地先、4番地先、41番地先、同市南材木丁二丁目21番地先、22番地先及び23番地先並びに同市南材木丁一丁目12番地先及び13番地先
- 4 廃川敷地の種類及び面積 土地165.95㎡

和歌山県告示第401号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 2 土砂災害警戒区域の名称
見老津（380）

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局申本建設部並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第402号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

榎川右支溪（5-390-1-046）、榎川右支溪（5-390-1-047）、榎川右支溪（5-390-1-048）、榎川左支溪（5-390-1-049）、榎川左支溪（5-390-1-050）、榎川左支溪（5-390-1-051）、榎川右支溪（5-390-2-142）、榎川右支溪（5-390-2-143）、榎川右支溪（5-390-2-144）、榎川右支溪（5-390-2-145）、榎川左支溪（5-390-2-146）、榎川左支溪（5-390-2-147-1）、榎川左支溪（5-390-2-147-2）、榎川左支溪（5-390-2-148）、榎川左支溪（5-390-2-149）、榎川左支溪（5-390-2-150）、榎川左支溪（5-390-2-151）、榎川左支溪（5-390-2-152）、榎川左支溪（5-390-2-153）、榎川左支溪（5-390-2-154）、榎川（Ⅰ-1232）、出合（Ⅰ-1233）、神里（Ⅰ-1234）、新田（Ⅰ-2295）、榎川22（Ⅱ-50200）、榎川23（Ⅱ-50201）、榎川24（Ⅱ-50202）、榎川25（Ⅱ-50203）、榎川26（Ⅱ-50204）、榎川27（Ⅱ-50205）、榎川28（Ⅱ-50206）、榎川1（Ⅱ-5113）、榎川2（Ⅱ-5115）、榎川3（Ⅱ-5116）、榎川4（Ⅱ-5119）、榎川5（Ⅱ-5122）、榎川6（Ⅱ-5131）、榎川7（Ⅱ-5133）、榎川出合1（Ⅱ-5134）、榎川出合2（Ⅱ-5135）、榎川8（Ⅱ-5152）、榎川9（Ⅱ-5153）、榎川10（Ⅱ-5156）、榎川11（Ⅱ-5157）、榎川12（Ⅱ-5160）、榎川13（Ⅱ-5161）、羽六1（Ⅱ-5218）、榎川14（Ⅱ-5219）、榎川15（Ⅱ-5220）、榎川16（Ⅱ-5222）、榎川17（Ⅱ-5223）、榎川18（Ⅲ-2756）、榎川19（Ⅲ-2759）、榎川20（Ⅲ-2760）、榎川21（Ⅲ-2761）、榎川三ヶ井1（Ⅲ-2762）、榎川三ヶ井2（Ⅲ-2765）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第403号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年4月8日

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

谷之瀬谷(8-421-1-019)、谷之瀬谷左支溪(8-421-2-019)、色後谷川(8-421-2-020-1)、色後谷川(8-421-2-020-2)、熊瀬川左支溪(8-421-2-028)、和田久保(I-1879)、村辻(I-1880)、大野2(II-8099)、大野3(II-8100)、大野4(II-8101)、大野5(II-8102)、大野6(II-8103)、円満寺1(II-8123)、円満寺2(II-8124)、栗須(II-8430)、大野7(III-4516)、大野8(II-80053)、大野9(II-80054)、大野10(II-80055)、大野11(II-80056)、大野12(II-80057)、大野13(II-80058)、大野14(II-80059)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び地滑り

(2) 土砂災害警戒区域の名称

太田川右支溪(8-421-1-018)、高津気(376)、坂足(461)、田垣内(463)、小匠(466)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第404号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定番号 | 指 定 位 置 | 申 請 者 住 所 氏 名 | 指定年月日 | 道 路 | |
|------|--|---|---------------|-------------|-------------|
| | | | | 幅 員 メートル | 延 長 メートル |
| 3342 | 田辺市上万呂字法町117番1の一部、118番1の一部、120番の一部、121番2の一部、121番3の一部、124番3の一部、里道 | 田辺市朝日ヶ丘17番14-101号 株式会社山幸 代表取締役 杉若貴之 | 平成 28.3.18 | 6.00 | 80.23 |

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年4月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|--------------|--------|-------|------|------|-----------|
| 自由民主党海南支部 | 山本真二 | 会計責任者 | 笠井貴司 | 本告寿国 | 平成28.2.22 |
| 日本共産党和歌山県委員会 | 下角力 | 会計責任者 | 西上勝美 | 小崎一教 | 平成27.7.1 |

その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|----------------|--------|------------|-----------------|---------------|-----------|
| 石田真敏を支援する会 | 藤平良光 | 代表者 | 藤平良光 | 追田和之 | 平成28.2.17 |
| 岩田勉後援会 | 山本昇 | 会計責任者 | 岩田小百合 | 赤堀信男 | 平成28.2.1 |
| 岡本庄三後援会 | 依岡正憲 | 代表者 | 依岡正憲 | 岡本英之 | 平成28.2.22 |
| 仲江たかまる後援会 | 船井鉄司 | 代表者 | 船井鉄司 | 角崎聰太郎 | 平成28.3.1 |
| にさか吉伸すさみ町後援会 | 岩田勉 | 会計責任者 | 岩田小百合 | 赤堀信男 | 平成28.2.1 |
| 西前けいいち後援会 | 寺本均 | 主たる事務所の所在地 | 東牟婁郡古座川町高池812-1 | 東牟婁郡古座川町高池274 | 平成28.1.13 |
| | | 代表者 | 寺本均 | 谷太 | |
| 日本司法書士政治連盟和歌山会 | 伊澤徹 | 会計責任者 | 谷口文利 | 榭谷知樹 | 平成27.2.27 |
| 吉田かつみを応援する会 | 吉田学 | 代表者 | 吉田学 | 山崎義行 | 平成27.11.1 |
| 吉田雅哉後援会 | 中下成人 | 会計責任者 | 西上勝美 | 小崎一教 | 平成27.7.1 |
| 吉田盛彦後援会 | 木村孝士 | 代表者 | 木村孝士 | 吉田民 | 平成27.9.10 |
| 和歌山県看護連盟 | 松浦三代 | 会計責任者 | 木村和子 | 前田香代 | 平成27.7.1 |

和歌山県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異

動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年4月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|------------------|-----------|-------|----------|----------|-----------|
| 岩井弘次 | いわい弘次後援会 | 公職の種類 | 和歌山県議会議員 | 和歌山市議会議員 | 平成27.4.30 |

和歌山県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年4月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|----------|--------|------------|
| 岡崎幸範後援会 | 畑中秀敏 | 平成28.1.12 |
| きせ武治後援会 | 土生川正道 | 平成28.1.31 |
| 高垣幸司後援会 | 野村悠一郎 | 平成28.3.1 |
| 高尾通雄後援会 | 高尾稔 | 平成28.2.29 |
| 松本みつお後援会 | 和田美文 | 平成27.12.31 |

和歌山県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受領したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成28年4月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の収支報告書(平成21年分)の要旨

(単位:円)

松本みつお後援会

報告年月日 28.03.04

| | |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

政治団体の収支報告書(平成22年分)の要旨

松本みつお後援会

報告年月日 28.03.04

| | |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

政治団体の収支報告書(平成23年分)の要旨

松本みつお後援会

報告年月日 28.03.04

| | |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

政治団体の収支報告書(平成24年分)の要旨

松本みつお後援会

報告年月日 28.03.04

| | |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

政治団体の収支報告書(平成25年分)の要旨

松本みつお後援会

報告年月日 28.03.04

| | |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

政治団体の収支報告書(平成26年分)の要旨

松本みつお後援会

報告年月日 28.03.04

| | |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

政治団体の収支報告書(平成27年分)の要旨

岡崎幸範後援会

報告年月日 28.02.08

| | |
|------------|--------|
| 1 収入総額 | 41,040 |
| 本年收入額 | 41,040 |
| 2 支出総額 | 41,040 |
| 3 本年收入の内訳 | |
| 寄附 | 41,040 |
| 個人分 | 41,040 |
| 4 支出の内訳 | |
| 政治活動費 | 41,040 |
| 組織活動費 | 41,040 |
| 5 寄附の内訳 | |
| 〔個人分〕 | |
| 年間五万円以下のもの | 41,040 |

きせ武治後援会

報告年月日 28.02.15

| | |
|--------|--------|
| 1 収入総額 | 97,015 |
| 前年繰越額 | 97,015 |
| 2 支出総額 | 0 |

高尾通雄後援会

報告年月日 28.02.19

| | |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

高垣幸司後援会

報告年月日 28.03.01

| | |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

松本みつお後援会

報告年月日 28.03.04

| | |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

政治団体の収支報告書(平成28年分)の要旨

岡崎幸範後援会

報告年月日 28.02.08

| | |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

きせ武治後援会

報告年月日 28.02.15

| | |
|--------|--------|
| 1 収入総額 | 97,015 |
| 前年繰越額 | 97,015 |
| 2 支出総額 | 0 |

高尾通雄後援会

報告年月日 28.02.19

| | |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

高垣幸司後援会

報告年月日 28.03.01

| | |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

和歌山県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年4月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|----------|--------|----------|-------------|----------|
| 松本みつお後援会 | 松本光生 | 船谷武弘 | 新宮市新宮551-13 | 平成28.3.4 |

和歌山県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書(平成26年分)を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成28年4月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の収支報告書(平成26年分)の要旨

(単位:円)

有田市医師連盟

報告年月日 28.02.09

| | |
|--------|---------|
| 1 収入総額 | 477,613 |
|--------|---------|

| | |
|------------|---------------|
| 前年繰越額 | 477,539 |
| 本年收入額 | 74 |
| 2 支出総額 | <u>47,060</u> |
| 3 本年收入の内訳 | |
| その他の収入 | 74 |
| 一件十万円未満のもの | 74 |
| 4 支出の内訳 | |
| 経常経費 | 780 |
| 事務所費 | 780 |
| 政治活動費 | 46,280 |
| 調査研究費 | 46,280 |

和歌山県ビルメンテナンス政治連盟

報告年月日 28.03.02

| | |
|------------|---------------|
| 1 収入総額 | <u>45,533</u> |
| 前年繰越額 | 21,530 |
| 本年收入額 | 24,003 |
| 2 支出総額 | <u>0</u> |
| 3 本年收入の内訳 | |
| 個人の党費・会費 | (11人) 24,000 |
| その他の収入 | 3 |
| 一件十万円未満のもの | 3 |

和歌山県選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による平成26年11月30日執行の和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書について、訂正の届出があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、平成27年和歌山県選挙管理委員会告示第3号（和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨）を次のとおり訂正し、公表する。

平成28年4月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

平成27年和歌山県選挙管理委員会告示第3号における収支報告書の要旨のうち、候補者畑中正好の第1回報告分の収入の欄中

| | |
|-------------------------|---------------|
| 「ゆたかで住みよい和歌山県をつくる会 政治団体 | 2,352,800円」を |
| 「ゆたかで住みよい和歌山県をつくる会 政治団体 | 2,407,305円」に、 |
| 「今回計 2,352,800円」を「今回計 | 2,407,305円」に、 |
| 「総計 2,352,800円」を「総計 | 2,407,305円」に |

訂正し、同候補者の支出の欄中

| | |
|-----------------------|---------------|
| 「家屋費 852,800円」を「家屋費 | 869,550円」に、 |
| 「集合会場費 円」を「集合会場費 | 16,750円」に、 |
| 「広告費 260,000円」を「広告費 | 270,800円」に、 |
| 「雑費 237,061円」を「雑費 | 323,122円」に、 |
| 「今回計 3,471,870円」を「今回計 | 3,585,481円」に、 |
| 「総計 3,471,870円」を「総計 | 3,585,481円」に |

訂正する。

和歌山県選挙管理委員会告示第31号

平成26年11月30日執行の和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(5) 業務の期間

契約締結日から平成33年9月30日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成28年和歌山県告示第379号で定めた個人番号利用事務専用庁内ネットワーク構築・運用保守委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(2) 期間

平成28年4月8日（金）から同月28日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) (1) 及び (2) により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成28年4月15日（金）午前9時から同月21日（木）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

イ 入札日時

平成28年5月19日（木）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成28年5月19日（木）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ

るか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Subcontract for development, operation and maintenance of the internal network exclusively for affairs using the individual number

(2) Date and time for tender :

2:00 p.m. 19 May 2016 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 19 May 2016)

(3) Contact point for the notice :

Information and Communication Policy Division, Wakayama Prefectural Government

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2402

FAX 073-428-1136

e-mail e0204001@pref.wakayama.lg.jp

公 告

和歌山県流域下水道条例（平成12年和歌山県条例第80号）第7条の規定により、紀の川流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

平成28年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県下水道公社
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1
- 2 指定の期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

公 告

和歌山県流域下水道条例（平成12年和歌山県条例第80号）第7条の規定により、紀の川中流流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

平成28年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県下水道公社
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1
- 2 指定の期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで